

今後の立命館大学における体育会クラブ活動の実施方針について

2023年3月31日
立命館大学
学生部長 中西 純司

2023年3月31日をもって立命館大学は、新型コロナウイルス感染拡大に対する立命館大学の行動指針（以下、BCP）の運用を停止します。体育会クラブ活動の実施方針について、以下のとおり連絡します。

本内容を確認のうえ、各団体としての対応方針や活動方針などを検討してください。また、部員のみなさんは所属クラブの対応方針や活動方針を確認のうえ、各自の対応をお願いします。

1. 本学のBCPレベルについて

BCPの運用停止日：2023年3月31日～

2. 2023年4月1日以降の体育会クラブ活動について

活動を行ううえで、新型コロナウイルス感染症対策について、大学から各団体に遵守すべき事項などは特に設けません（活動継続にあたり入力を義務づけていた「One Tap Sports」につきましても、今後は大学より入力を義務づけるものではありません）。

ただし、新型コロナウイルス感染症の脅威がなくなったわけではありません。社会状況などをふまえたうえで、立命館大学に所属する学生としての自覚をもって自律的な行動をしてください。部員の健康管理の観点から、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行といった基本的な感染対策は、継続して努めるようお願いします。

※マスクの着用については、厚生労働省の通知より2023年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本となっています。そのため、マスク着用の判断については、個人で適切に行ってください。

（参考）厚生労働省 令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

3. 新型コロナ感染症に罹患または濃厚接触者となった場合の取り扱いについて

新型コロナ感染症に罹患または濃厚接触者となった場合、本学の保健センターに報告を求めていましたが、本運用については2023年3月31日をもって終了します。ただし、“学校感染症”としての「出席停止」の取扱は4月1日以降も続きますので、「罹患届」などの手続き方法については保健センターホームページで別途案内します。

<保険センターHP> <https://www.ritsumeai.ac.jp/health/>

4. BCP運用停止以降においてもスポーツ強化オフィスへ届出が必要な事項の取り扱いについて

BCP運用停止以降においても、合宿・遠征などの宿泊をとまなう活動については、スポーツ強化オフィスへの事前の「届出」が必要となります（許可制ではなく、届出制となります）。

「届出」はコチラから（Ath-Rits 活動申請・報告フォーム）：<https://forms.office.com/r/nWej3qH2uK>

（参考）コロナ禍前の2019年度以前も、地震や天災などの事由が発生する/した際の学生団体の安全管理の側面から各団体には提出を求めていました。

5. その他

今後、日本政府や自治体から特別の要請があった場合や本学のBCPレベル運用再開された場合には、改めて各クラブに対して感染症対策を求める場合があります。その際は、速やかにmanaba+Rを通じて通知します。

以上